

## こよみ



2017年1月31日

コールセンターからの小さなよみもの



Vol.96

個人型  
確定拠出  
年金

## すべての方が個人型確定拠出年金を利用できるようになりました

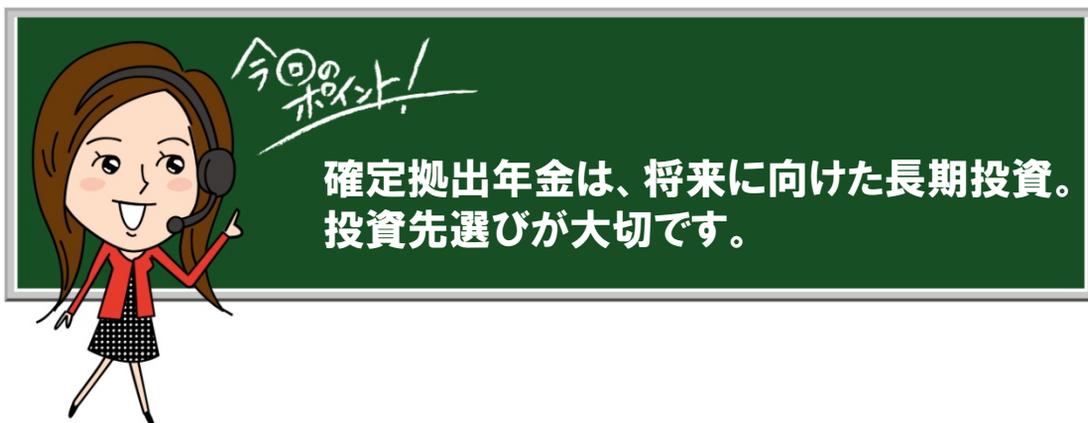


これまで「個人型確定拠出年金」の利用は自営業者の方などに限られていましたが、2017年1月より60歳未満のすべての方が利用できる制度「個人型確定拠出年金（愛称:iDeCo）」として生まれ変わりました。

そこで今回は、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」について押さえていただきたいと思えます。

iDeCo(イデコ)とは・・・

個人型確定拠出年金の英語表記(individualtype **D**efined **C**ontribution pension Plan)から親しみやすい響きの「イデコ」としました。また、「i」には「私」という意味が込められており、自分で運用する年金の特徴が捉えられています。  
(出所:厚生労働省)





## コールセンターからの小さなよみもの

確定拠出年金は、国民年金や厚生年金など公的年金を補う年金制度です。個人で掛金を拠出する「個人型確定拠出年金(iDeCo)」(以下iDeCo)と、事業主が掛金を拠出する「企業型確定拠出年金」がありますが、今回はiDeCoについてお話していきます。

iDeCoは、2017年1月より公務員や専業主婦、企業年金を実施している企業に勤めている会社員など基本的にすべての方が加入できるようになりました。加入者が掛金額を決めて拠出し、自ら投資先を選んで運用します。そして運用結果によって、将来受け取る年金額が変わります。掛金を運用する資産は、預貯金、投資信託、保険商品など幅広くありますが、iDeCoを取り扱う金融機関によってラインナップが異なります。運用開始後、積み上がった資産は、他の投資先に変更することが可能です。また、原則60歳まで引き出すことはできません。

iDeCoの特徴として、拠出時、運用時、給付時のそれぞれで税制面の優遇を受けられることがあげられます。拠出時の掛金は全額が所得控除となるため、所得税や住民税の減税効果があります。また運用時は、値上がり益や分配金が全額非課税となります。そして給付時の受け取り金は、所得税の課税対象となるものの一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が受けられます。

このように税制面で優遇を受けられるiDeCoですが、長期間運用するものであり、投資先選びがとても大切です。受取額が減るのを避けるため、預貯金のような元本確保型の商品を選ぶのもひとつの手段ですが、低金利の環境では思うように資産を増やすことは望めそうにありません。将来に向けた長期間の資産形成であればこそ、お金を増やすことを目的とした投資先として、投資信託が選択肢のひとつになるのではないのでしょうか。



**nikko am**



コールセンター

**0120-25-1404**

営業時間 平日 9:00~17:00